

2026年度

危機管理マニュアル

その1 災害時

宮崎第一中学高等学校

目次

1 基本的事項	3
2 事故発生時緊急連絡体制	4
3 危機管理マニュアルの目的と位置付け、4 危機管理の基本方針	5
5 教職員・関係者等への周知等、地域・学校周辺の現状	6
6 危機管理の前提となる危機事象等、7 安全点検	7
8 校内外活動の未然防止対策	8
9 緊急連絡体制の確認事項 10 緊急時の非常参集体制	9.10
11 学校防災・火災	11.12
12 学校防災・地震	13.14
13 その他の対応について（地震）	16~20
14 学校防災・津波・風水害	21.22
15 土砂災害に関する避難確保計画	23~28
16 避難所運営計画（市役所主導）	別紙
17 避難時の備蓄	計画中

1 基本的事項

- (1) 生命尊重を第一義として進める。
- (2) 生徒の基本的人権を尊重し、その対応に当たる。
- (3) 保護者等関係者の心情を考慮し、対応は誠意と責任を持って当たる。
- (4) 校外への窓口は、校長（副校長・教頭）とし、一本化して当たる。
- (5) 事実関係を明確にし、予想や憶測で語らない。(事件の経緯メモ、対応措置メモの徹底)
- (6) すでに発生している事実に対して、後の対応を冷静に判断する。

< 校医 >

科	病院名	所在地	電話
内科	クリニックうしたに	宮崎市恒久5065	52-8080
内科	いといクリニック	宮崎市郡司分 甲1069-1	65-7775
歯科	なかやま歯科医院	宮崎市本郷北方3587-1	52-6875
歯科	おおにし歯科医院	宮崎市郡司分 甲1576-1	55-2477
眼科	大塚小松台眼科	宮崎市大塚町無量寺道下78-3	75-0100
耳鼻科	宮崎大学医学部付属病院	宮崎市清武町木原5200	85-1510

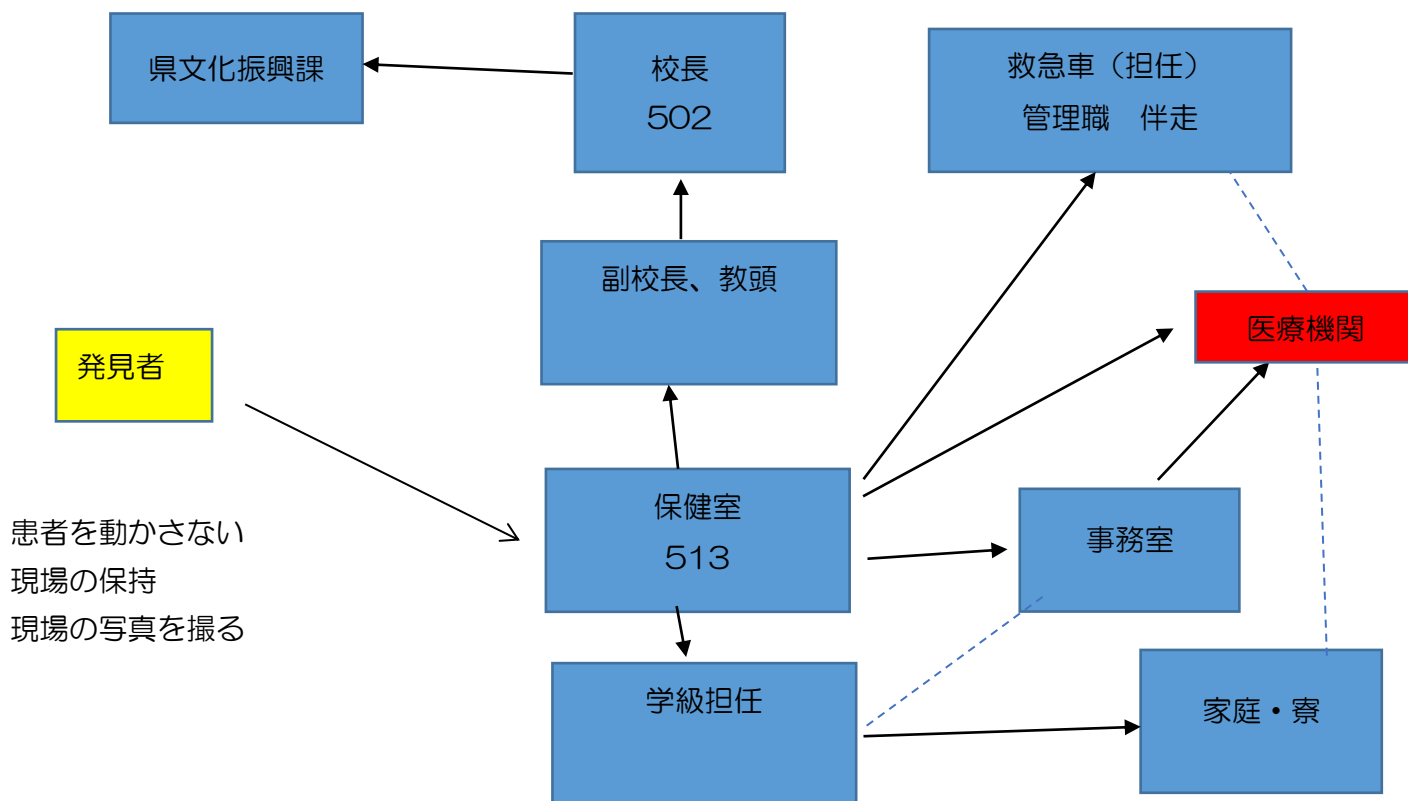
※耳鼻科は校医ではなく、検診医です。

< 近隣の医療機関 >

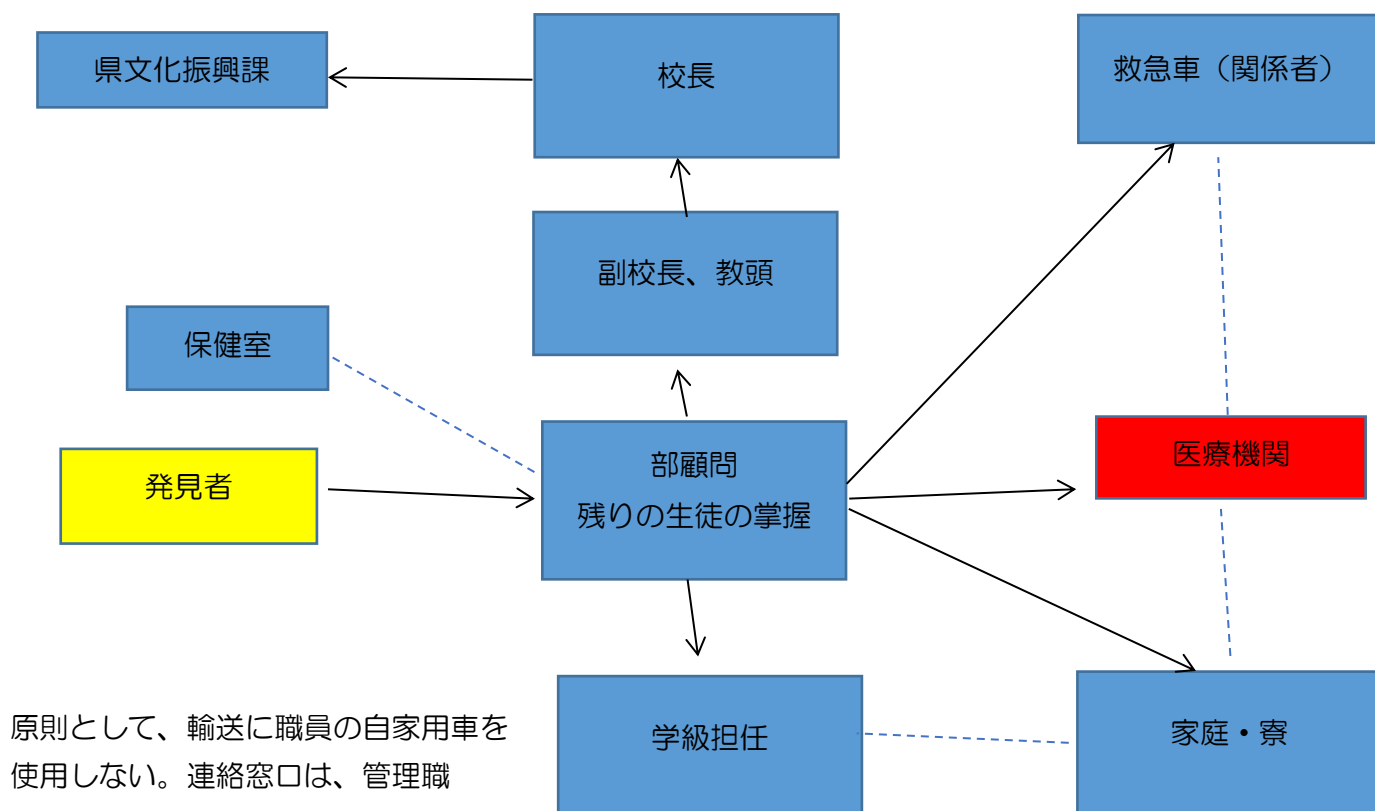
科	病院名	所在地	電話
総合	クリニックうしたに	宮崎市恒久5065	0985-52-8080
	いといクリニック	宮崎市郡司分 甲1069-1	0985-65-7775
脳神経	上田脳神経外科	宮崎市本郷北方2703	0985-52-3500
脳神経	ありかわクリニック	宮崎市大坪町西六月2210番地1	0985-86-7272
胃腸科	竜内科クリニック	宮崎市希望ヶ丘1丁目21-16	0985-56-2877
眼科	木花眼科クリニック	宮崎市熊野606-3	0985-58-1811
整形外科	ふくもと整形外科	宮崎市本郷南方 字榎田2546番地1	0985-56-8000

2 事故発生時緊急連絡体制表

平常時



部活動等の勤務時間外（遠征も含む）



3 危機管理マニュアルの目的と位置付け

(1) 本マニュアルの目的及び法的根拠

本マニュアルは、本校における事故、加害行為、災害等から生徒及び教職員の安全の確保を図ることを目的として、学校保健安全法第 29 条第 1 項に定める「危険等発生時対処要領」として作成したものである。

また、本校は宮崎市地域防災計画において避難促進施設に指定されている。本マニュアルは、避難確保計画に定めるべき事項は、「水防法施行規則第 16 条」又は「土砂災害警戒区域等における土砂防止対策の推進に関する法律施行規則第 5 条の 2」に基づく「避難確保計画」としても位置付けられる。

(2) 関連計画・マニュアル等との関係

本マニュアルは、本校における学校安全のための各種対応の基本となる事項を定めるとともに、本校におけるその他の学校安全に関する計画・マニュアル等と常に整合を図りつつ本校の学校安全を推進するものである。

4 危機管理の基本方針

(1) 本校における危機管理の基本原則

本校における危機管理は、以下の事項を基本原則として執り行う。

- 生徒の生命、安全の確保を第一とする。
 - 指揮・命令、報告・連絡の徹底を図り、学校全体として組織的な対応を行う。
 - 地域、保護者や関係機関と密接な連携を図り、一体となって対応する。
- 想定外の事態が発生した場合は、個々の状況・場面に応じて、原則に則って最も適切と考えられる措置を取る。

(2) 危機管理のポイント

- 生徒及び教職員の安全を確保するため、常に最大限の努力をする。
- 学校と生徒、保護者、関係機関との信頼関係を保つ。
- 指揮命令システムを管理職に一本化し、組織的に、迅速・的確な対応を行う。
- 常に最悪の事態を想定し、被害等を最小限に留めるための対応を図る。

(3) 本校における危機管理の基本方針

- 危機発生に備え、本マニュアルに従って危機管理の体制を整えるとともに、訓練・研修等を通じて、各自の役割分担や緊急時の対応要領を習熟する。
- 学校の施設・設備、地域の実情等を十分に把握し、想定される様々な危機を想定した危機管理体制を構築する。
- 警察・消防等の関係機関、保護者、地域住民等との連携を図る。
- 生徒や教職員の命を守ることを最優先とし、危険をいち早く予測・予見して、危機の発生を未然に防ぐ。
- 万が一、危機が発生した場合は、拙速であっても迅速に対応し、被害を最小限に抑える。
- 危機が収束した後は、再発防止と教育再開対策を講じ、被害に遭った生徒や保護者等への継続的な支援を行う。

5 教職員・関係者等への周知等

(1) 教職員の共通理解促進

以下の研修・訓練等を実施することにより、本校の全ての教職員（臨時的任用・非常勤を含む。以下同じ。）に対し、本マニュアルに定める事項を周知徹底するとともに、学校安全への意識高揚を図る。

周知方法	周知・確認内容
年度当初のマニュアル読み合わせ研修 ※新任者は、担当者からの個別説明	本マニュアルに定める事項全般 各教職員の役割 AED 説明
職員朝礼・職員会議等における周知	季節ごとの注意点
年1回、発生事象を想定して実施する訓練	発生事象別の緊急対応手順・職員役割の確認

教職員は、本マニュアルに定める事項を十分に理解し、事故等の未然防止、及び発生した場合の自らの役割を習熟するとともに、これを確実に遂行し、学校安全の推進に努める。

(2) 生徒・保護者への周知

本校の生徒・保護者に対し、本マニュアルに定める事項を、以下のとおり周知するものとする。

周知対象	周知方法	周知内容
生徒	新学年開始時期のホームルーム活動等 各種防災訓練・防災教育の学習	本校で想定される事故・災害等、未然防止 対策事故・災害等発生時の取るべき行動
保護者	一斉安心メール配信及び資料配付 新入生説明会、保護者後援会総会等	本校で想定される事故・災害等、未然防止 対策事故・災害等発生時の取るべき行動 (生徒引渡し等)

(3) 関係機関への周知

各種協議会等の協議の場を通じて、関係機関に対し、本マニュアルに定める事項を周知するものとする。また、危機管理マニュアルに大きな変更等が生じた場合は、その都度、同様の措置を取る。

(4) 本マニュアル保管方法

本マニュアルは、年度当初に全職員に紙ファイルで配付し、各職員が保管する。年度末に回収する。また、電子データについては本校サーバー内共有フォルダ危機管理マニュアルに保管する。

(5) マニュアルの見直しと改善

定例見直し	毎年度末・年度当初、また各種訓練・研修等を実施した後
随時見直し	地域防災計画、国民保護計画など、関係機関の関連計画・マニュアル等の改訂があったとき 各種ガードマップの改訂、近隣の事故・犯罪の発生、リスクに関する情報変更があったとき

[具体的手順]

6 危機管理の前提となる危機事象等

宮崎市地域防災計画によると発生するおそれのある災害は、風水害、地震、津波、土砂等が想定されている。

- (1) 風水害 台風による強い風と大雨、伴っての通学路途中の浸水等も想定される。
- (2) 地震災害 南海トラフ地震等の大型地震も予想され、併せて津波の災害も予想されている。
- (3) 土砂災害 ハザードマップにもあるように、本校は高台に位置し、周辺地域でも土砂災害の想定がされている。
- (4) その他 本校で想定される危機事象

危機事象		想定される事態（例）
生活安全	傷病の発生	熱中症、運動時等の頭頸部損傷その他の外傷、急病等による心肺停止等 転換（ブコラム）
	犯罪被害	不審者侵入、通学路上の声掛け・盗撮、犯罪予告、校内不審物
	食物等アレルギー	昼食等や教材によるアレルギー・アナフィラキシー
交通安全	自動車事故	通学路上・校外活動中の自動車事故
	自転車事故	通学路上の自転車事故
	公共機関事故	通学用公共機関 JR・バス等の事故
災害安全	強風、竜巻、雷	台風等の強風による飛来物、家屋倒壊・飛来物、落雷、停電
	大規模事故災害	近隣工業団地の危険物取扱施設の爆発事故
	火災	校内施設からの出火
その他	弾道ミサイル発射	Jアラートの緊急情報発信
	感染症	結核、麻しん、新型コロナ、新たな感染症等
	その他	インターネット上の犯罪被害 等

7 安全点検

- (1) 危険箇所の把握

点検時期	点検対象	責任者	使用する様式
定期点検	学校周辺・通学路、教室等の学校施設・設備、避難経路・避難場所	安全衛生委員会 生活指導部	学校周辺・学校施設の安全点検表（事務部集約）避難経路・避難場所の安全点検表（11）

臨時点検	学校行事前後（校内施設・設備）災害時（校内施設・設備）	安全衛生委員会 生活指導部	定期点検同様
日常点検	授業日（授業使用の施設・設備）	全教職員	定期点検同様

（２） その他点検

- ① 生徒事故等の情報収集（交通事故状況の聴き取り、地域事故状況や危険箇所情報の収集）
- ② ヒヤリ・ハット、気づきを各職員室の管理職に報告（教職員や保護者、地域の連絡等を分析し、危険を回避する。）

8 校内外活動の未然防止対策 重要！

（１） 来校者の管理

来校者受付を徹底し、不審者侵入に万全の対策を取るよう努める。

- 校外へ向けて「関係者以外の立ち入りを禁ず」を掲示する。
- 来校者向けに、正面玄関に「御用の方は、必ず事務室を…」の案内を掲示する。
- 事務室受付にて、ご来校者受付簿の記入を求める。
- 来校者には来訪者入校許可証のカードホルダーを装着していただき、帰校時に返却してもらう。
- 教職員は、学校を**管理する心構え**をもって、来校者には**挨拶・声掛けをするよう心がける**。

（２） 事前準備

- 「関係者以外の立ち入りを禁ず」を常時掲示する。
- 学校施設開放・非開放を明確化し、事前配布する案内に明記する。非開放部分は立入禁止を示す。
- 会場からの非常口、避難経路、避難場所等について確認する。

（３） 校内行事当日の対応

- 行事の来校者には、受付で確認する。
- 行事中の災害に備え、行事開始前に参加者には会場の非常口や避難経路、避難場所を伝達する。

（４） 校外活動の事前検討・対策

- 活動先の地域固有リスク（自然災害、事故・災害危険性）を可能な限り調査し、想定される対応を検討する。
- 活動場所近くの施設・設備等（AED 配置場所、病院・警察署等）を調査し、活動計画やしおりに反映させる。
- 引率教職員間での連絡方法、引率教職員と在校教職員との定期的な連絡の方法について検討する。
- 災害発生時の避難経路・場所、情報収集手段、緊急時の連絡体制等を確認し、教職員間の共通認識とする。
- 食物アレルギーをもつ生徒の情報を教職員間で共有し、宿泊先や訪問先に対し、事前調整をして確認する。

(5) 校外学習開始時の対策

- 引率職員間で緊急時の対処方法を確認する。
- 活動中の留意事項の指導を徹底する。
- 集団を離れる場合は引率教職員に了解をとらせる。

9 緊急連絡体制の確認事項

緊急時連絡体制

1 緊急事態発生時

① 安心メールを利用した連絡（宮崎第一高校→全学校関係者）

＊必ず、安心メールに登録をお願いします。

2 学校にいる場合

1を実施した上で、安全を最優先に、本校で待機させるか、帰宅させるかを検討いたします。待機の際は学校施設で安全を確認するまで待機することとします。安全が確保できた上で、生徒をご家庭に引き渡す際には、学級担任が保護者に確認をとり、生徒一人ひとりを引き渡しさせていただきます。スクールバスの運行は、状況により判断します。 **引き渡しカード作成？**

3 家庭にいる場合

家庭で自然災害等の緊急事態が発生した場合には、生徒の安否確認のために家庭の方から学級担任へ連絡を入れてください。携帯電話の場合、学級担任につながらない場合でも着信履歴が残ること、安全である確認となります。学校へ連絡する場合は、[0985-56-2626] への連絡をお願いします。

学級担任は連絡状況を管理職に報告し、全校生徒を集約いたしますので、ご協力をお願いいたします。

※ 学級担任は、年度初めに必ず、学級生徒・保護者に内容の確認を行うこと。

10 緊急時の非常参集体制

(1) 非常参集基準

勤務時間外に災害等に備え、災害等のレベルに応じた緊急時の非常参集体制を下記のとおりとする。その他の事故・災害等に応じて、第1～4次参集のいずれの体制を取るかを校長が判断する。

【非常参集基準】 **理事長の確認が必要**

- 地震

参集体制	参集基準：宮崎市の震度	教職員の対応		
		校長・副校長・教頭	教務部長・生活指導部長	その他 教職員
第1次参集	4 被害なし	待機*1)	待機*1)	待機*1)
第2次参集	4 被害あり	待機*1)	待機*1)	待機*1)
第3次参集	5強又は5弱	待機*1)	待機*1)	待機*1)
第4次参集	6弱以上	参集	待機*1)	待機*1)

※第3～4次参集は、状況に応じて校長が判断。*1)「待機」となる教職員は、常に連絡が取れるような状態にしておくこと

※ 第4次参集は学校までの安全が確保され次第「自動参集」：全教職員は管理職等からの要請を待たずに学校に参集。ただし、勤務時間外の非常参集は、原則として自分・家族の安全を優先し、自宅及び家族の安否を確認後に参集する。

● 風水害

参集体制	参集基準:宮崎市の警戒レベル	教職員の対応		
		校長・副校長・教頭	教務部長・生活指導部長	その他 教職員
第1次参集	レベル3相当大雨 警報、洪水警報	待機*1)	待機*1)	待機*1)
第2次参集	レベル4以上校区 内避難情報発令	待機*1)	待機*1)	待機*1)

(2) 安全確保等の優先

勤務時間外の非常参集は、原則として自分・家族の安全を優先し、自宅及び家族の安否を確認後に参集する。

交通手段の途絶や通勤経路上の問題で参集できない場合は、本部にその旨連絡を入れること。その場合、在宅にて本部と連携を取りつつ、生徒の安否確認等の本部業務を支援する。

事故・災害発生時の対策本部体制

(3) 事故・災害対策本部の設置基準

事故・災害発生時に円滑な組織対応を図るため、以下の基準に基づき、対策本部を設置する。

本部体制	設置基準
警戒本部（校長・副校長・教頭・教務部長・生活指導部長・緊急時参集職員※）	*震度5弱又は5強の地震が発生した場合

事故・災害対策本部 (管理職、各部長、学園本 部長)	*震度6強以上の地震が発生 *津波警報、大津波警報が発表された場合 *災害により、大きな被害(避難所が開設されるレベル)が発生した場合 *学校管理下で、死亡事故、又は治療に要する期間が30日以上の負傷や 疾病その他重篤な事故・災害が発生した場合 *学区内に多数の被害が同時発生(犯罪・テロ等)した場合
----------------------------------	---

1 1 学校防災・火災

(1) 職員在勤中の火災

火災発生 ↓	初期消火及び連絡 [現場近くの職員・生徒] → [副校長・教頭・事務 長] → [校長]	時刻の確認 :	担当者
状況把握	警報機による発覚は、2名一組にとり消火器を持ち 現場に行き、確認する。 1名は現場で初期消火、残り1名が場所と状況を [副校長・教頭・事務長]に連絡する。	時刻の確認 :	第一発見者
非難通報 火災通報	火災の状況に応じ避難経路と避難場所を確認し、緊急 放送を流す。 [事務]「ただ今〇〇で火災が発生しました。生徒の皆 さんは先生の指示に従って、〇〇へ避難してくださ い。」(繰り返す) 火災の状況に応じ119通報=判断(副校長、教頭、 事務長、発見者)	引率教師 ・煙のあると ころは、姿勢 を低く ・集合後、す ぐに座る 事の確認	事務職員
通報内容 (通報例)	「①学校名 ②時間(つい先ほど) ③場所(校内の〇〇で) ④火災発生 ⑤消火出動依頼 ⑥本校の電話番号 ⑦通報者の氏名 等」 「こちらは宮崎第一高校の〇〇です。つい先ほど、校 内の〇〇で火災が発生しました。すぐ消火活動をお願 いします・・・」	時刻の確認 AM/PM :	教頭 事務職員
避難誘導 ↓	避難指示によって、無言で整然と避難させる。 [HR担任、授業担当者]	出席簿を持 つ	HR担任 授業担当者
避難確認 ↓	避難集合後、ただちに人員点呼。 [HR担任] → [副校長・教頭]に報告。 可能な限り校舎を回り、生徒の避難が終了しているか 確認 [保健主事] 「教頭」は避難結果を[校長]に報告する。 生徒には、避難場所から勝手に離れさせない。		HR担任 学年主任 保健主事

非常持出 ↓	避難場所にて非常持出班を編成し、各室の〔火気取締責任者〕の指示により持出作業に移る。消火活動の邪魔にならない範囲で実施。		火気取締責任者
救護 ↓	怪我人等のある場合、その処置に当たる。		養護教諭
鎮火処理 ↓	生徒の処置、搬出物の処置、現場検証の立会い、報告書の準備、その他		副校長・教頭 生活指導部長
事情聴取	〔校長（副校長・教頭）〕が対応し、他の職員は校長の要請があるまで待機する。		校長（副校長・教頭）

非常持出品

（耐火金庫）指導要録、学校沿革誌、卒業証書授与台帳、給与関係書類、職員履歴書 ← 事務
 学校日誌、休暇処理簿、職員出勤簿、公文書綴 ← 副校長、教頭
 保健日誌、健康診断票、保健調査票 ← 保健室
 校内サーバーデータ ← 事務局
 家庭調査表 ← クラス担任

（２）職員等が不在中の火災

火災発生 ↓	火災発生受報 → 必ず校長まで届くようにする。	時刻の確認 ：	担当者 受報者
非常出勤 ↓	〔副校長・教頭〕は、校長の指揮のもと、連絡網により全職員に連絡し出勤させる。		副校長 教頭
非常持出 ↓	可能な場合は、〔集合した職員〕で非常持ち出しを行う。判断は、消防活動に当たっている消防署現地監督者の指示（了解）を受け〔校長〕が行う。		副校長 教頭
鎮火後 処理 ↓	鎮火後、あるいは持ち出し終了後直ちに、臨時職員会議を開き次の事項の協議をする。 ① 前日の戸締り状況 ② ガスなどの使用状況 ③ 電気器具の使用状況 ④ その他の火気に関する状況 ⑤ その他、現場の施設設備管理の状況		全職員
事情聴取 ↓	校長（副校長・教頭）が対応し、他の職員は校長の要請があるまで待機する。		校長 （副校長・教頭）
関係諸機 関連絡	〔校長〕が行う。		校長

12 学校防災・地震

(1) 職員在勤中の地震

地震発生 ↓	生徒は、机等の下に身を隠すなどの措置をとる。 [職員] は出口の確保を図った後、身の安全を保つ。	時刻の確認 :	担当者授業 担当者
状況把握 ↓	揺れがおさまったら、避難路の点検を行い落下物等の点検を行う。 [落下物等危険箇所点検者] = 職員室在室職員 → [副校長・教頭]・[事務長]へ連絡	時刻の確認 :	職員室在室 職員
避難通報 (火災通報)	放送設備が使用可能な場合、次の内容の放送をする。 [事務] 「揺れがおさまったようです。避難路に従って避難場所〇〇に集合してください。余震による落下物など大変危険ですので、注意して避難してください。」(繰り返す) 火災が発生した場合 → 状況に応じ119番通報 = 判断 [副校長・教頭・事務長・発見者] 「① 学校名 ②時間(つい先ほど) ③場所(校内の〇〇で) ④火災発生 ⑤消火出動依頼 ⑥本校の電話番号 ⑦通報者の氏名など」		事務職員
避難誘導 ↓	避難指示によって、無言で整然と避難させる。[HR担任, 授業担当者]		HR担任 授業担当者
避難確認 ↓	避難集合後、直ちに人員点呼 [HR担任] → [学年主任] → [副校長・教頭] → [校長] [保健主事] は、可能な限り校舎を見回り、生徒の避難が終了しているか確認する。不明な生徒がいる場合には、2人一組で搜索する。生徒には、避難場所から勝手に離れさせない。(大変重要)	時刻の確認 :	HR担任保 健主事
救護 ↓	怪我人等がある場合、その処置に当たる。		養護教諭
津波予報 確認 ↓	① 注意報・警報の発表がある場合・・・別紙1へ ② 発表なしの場合・・・・・・・・次へ		HR担任学 年主任
善後策 協議	必要に応じて設定する。		
生徒下校 ↓	[HR担任] は、下校経路の安全が確保されていることを確認して[校長]の指示のもと下校させる。 大規模震災で、生徒を保護者へ確実に引き渡す必要がある場合は、保護者との連絡を取り、保護者に引き渡す。		HR担任

関係諸機 関連絡	被害の状況，生徒の安全確保に対する措置と現在の状況 について〔校長〕が連絡・報告する。→〔委員会〕		
-------------	--	--	--

【緊急地震速報が入った場合のアナウンスについて】

生指部長机上の通信機器で，緊急地震速報が入った場合，以下のアナウンスをする。

- ① 「ただいま、緊急地震速報が入りました。」
- ② 「生徒は、地震に備えなさい。」（複数回繰り返す）
- ③ 「次の指示があるまで教室に待機しなさい。」

(2) 放送設備が使用不可能な場合

地震発生 ↓	生徒は机等の下に身を隠す。 職員は出口の確保を図りつつ、身の安全を保つ。	授業担当者
状況把握 ↓	揺れがおさまったら、避難路の点検・落下物の点検を行う。 〔落下物危険箇所点検者〕〔職員室職員〕〔副校長・教頭〕〔事務長〕	職員室在中の 職員
避難通報 (火災通報) ↓	①放送設備が使用不可能な場合 ハンドマイクで本部からの指示を生徒や職員に連絡する。 安全な避難路を確認後職員室の各職員がハンドマイクでアの文言を 教室の生徒・職員に連絡し、グラウンドに移動する。 ②放送設備が使用不可能で避難経路の遮断の場合 安全な避難路が確保されるまで、教室内で待機する。 その場合、職員室の各職員がハンドマイクで「教室内で待機」とい う文言を教室の生徒・職員に伝える。各教室の職員は安全は両手で ○を示す。安全ではないとき両手で×を示す。(待機)	職員室在中の 職員
避難誘導 ↓	避難指示によって、無言で整然と避難させる「担任、授業担当者」	担任 授業担当者
避難確認 ↓	避難集合後、直ちに人員点呼 担任→学年主任→副校長・教頭→校長 保健主事は可能な限り校舎を見回り、生徒の避難が終了しているか 確認する。 不明な生徒がいる場合には、教師2人一組で搜索する。 生徒には、避難場所から勝手に離れさせない(大変重要)	担任 保健主事
救護	怪我人等がある場合、その処置に当たる。	養護教諭
津波予報 確認 ↓	①注意報・警報の発表がある場合 グラウンドから安全な避難路から安全な高い場所へ(例：3年教 室，2年(3年教室廊下)，1年管理棟3階に移動する。点呼(担 任)→学年主任→副校長・教頭→校長へ連絡する。 ②注意報・警報の発表がない場合・・・善後策協議へ	担任 学年主任 副校長 教頭

善後策協議 ↓	必要に応じて設定する。	防災対策本部
生徒下校 ↓	担任は下校経路の安全を確認して校長の指示のもと下校させる。 大震災で、生徒を保護者へ引き渡す必要がある場合は、保護者との連絡を取り、保護者に引き渡す。(緊急連絡網で保護者へ連絡) 保護者と連絡がつかないときは学校に待機する。	校長 防災対策本部
関係諸機関 連絡	被害の状況、生徒の安全確保に対する措置と現在の状況について校長が連絡・報告する。→教育委員会	校長

(3) 職員・生徒が学校不在中の地震

地震発生 ↓	重大な災害をもたらす地震の場合で、学校にも被害が予想されるとき。	時刻の確認 :	担当者
被害状況 確認 ↓	[校長][副校長][教頭][事務長]が出勤し、被害状況を把握する。地域の被災状況も可能な限り把握する。	時刻の確認 :	校長 副校長 教頭 事務長
職員連絡	<ul style="list-style-type: none"> ・宮崎市内で震度6弱以上の地震が発生した場合 ・・・全職員登庁して配置につく。 ・宮崎市内で震度5弱～震度5強の地震が発生した場合 ・・・校長・副校長・教頭は登庁して配置につく。 <p>伝達方法 連絡網により、職員の出勤を要請する。と同時に個々の職員の被災状況の把握にも努める。[副校長・教頭] → [全職員] 不在などの場合は、次へ連絡。 「連絡網によって次の事項を伝達してください。『この度の地震に関し、善後策を協議し対策を講ずる必要がありますので、可能な限り出勤してください。また、先生方の被災状況について連絡の必要があるものについては、学校に報告してください。』以上のことを次の方へ伝達してください。」</p>		副校長 教頭
生徒確認 (内容) ↓	各HRの連絡網等を通じて、生徒の安全と被災の状況を確認する。 [HR担任] →生徒の連絡網 (不在の場合は、次へ連絡。) 「連絡網によって、次の事項を伝達してください。『今の地震で、生徒本人は怪我などしていませんか。被害の状況と連絡先等を学校に知らせてください。』」		HR担任

関係諸機 関 連 絡	[校長] は、学校及び生徒の被災状況を [委員会] へ報告する。 当面考えている対応策についても概略を伝えておく。	時刻の確認 ：	校 長
緊急対策 会 議	臨時職員会議により、現在の状況の確認、不足の情報の収集方法、 伝達手段の確保、本校が避難場所になった場合の学校管理体制、当面の生徒への措置、出勤不可能な職員の措置、その他のことについて協議する。		職 員

13 その他の対応について（地震）

（1）地震沈静化後に行う復帰前安全点検事項（被災状況確認事項）

点 検 項 目	確 認	点 検 項 目	確 認
火災発生の危険性		校舎内外の敷地・床等のひび割れ	
ガラスのひび割れと落下の危険性		落下物等の散乱による危険性	
外壁等の破損と落下の危険性		電気配線等の断線状況	
校舎の柱の異常		教室内等の照明器具落下の危険性	
建物自体の異常		入口・窓等の開閉	

【緊急対策協議の柱】

- | | |
|---------------|------------------|
| (1) 学校被災状況の確認 | (6) 出勤可能な職員の措置 |
| (2) 職員被災状況の確認 | (7) 学校被災復旧作業 |
| (3) 情報収集の方法 | (8) その他必要な職員の活動等 |
| (4) 伝達手段確保 | (9) 緊急避難場所としての体制 |
| (5) 当面の生徒への措置 | (10) その他 |

【特別な場合】

大津波が襲来し、電気システムが崩壊したとき生徒・職員は本校の敷地内に待機する。ラジオ・携帯電話等の通信機器を通じて情報収集に努め、安全に下校可能になるまで待機する。

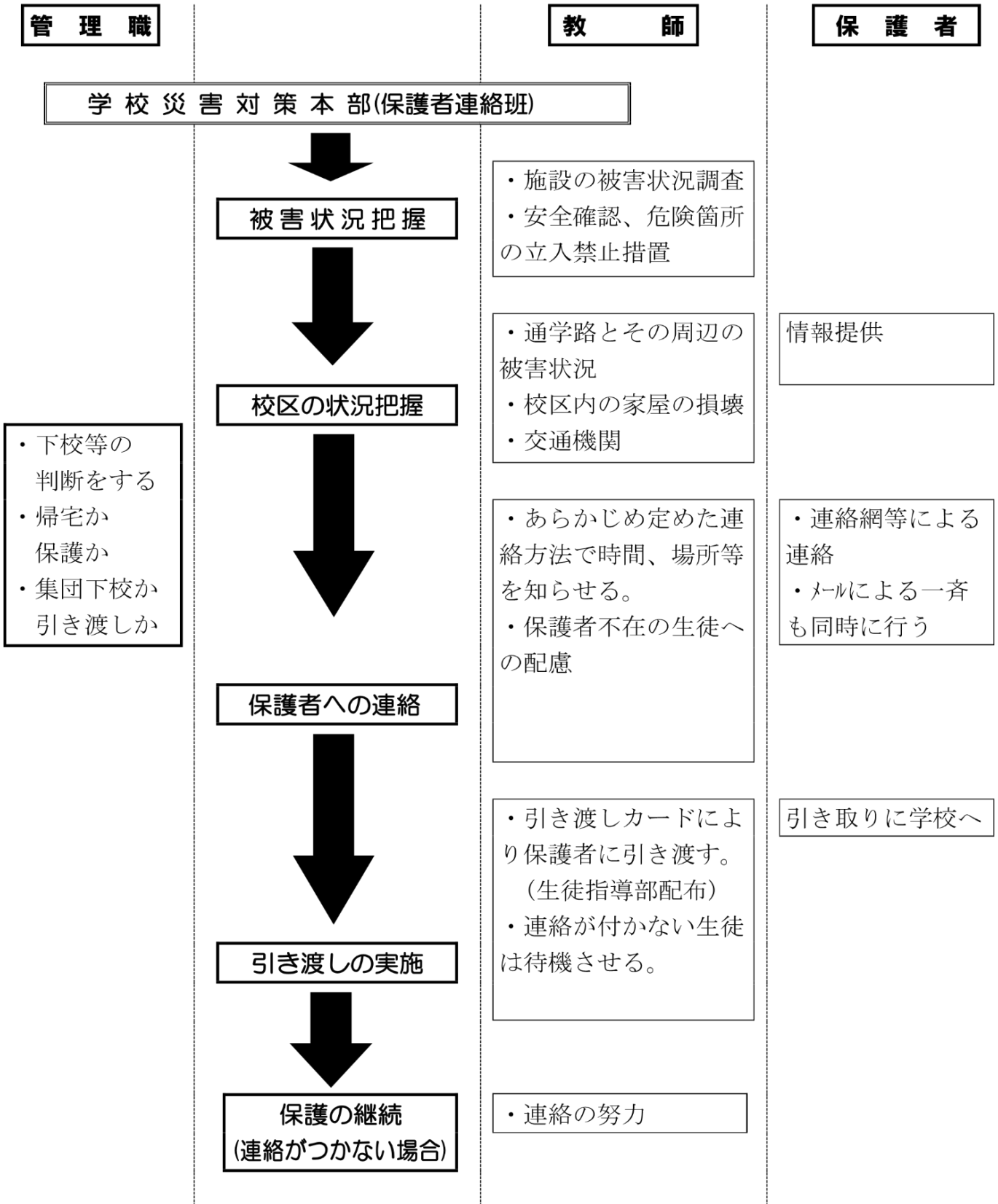
（その場合、本校が地域住民の避難場所になることも想定される。）

地震の揺れが続いている中、津波襲来の予報がある場合は、教室に待機する。

点呼（担任）→学年主任→副校長・教頭→校長

担任以外の職員全員職員室へ移動し決して外には出ない。

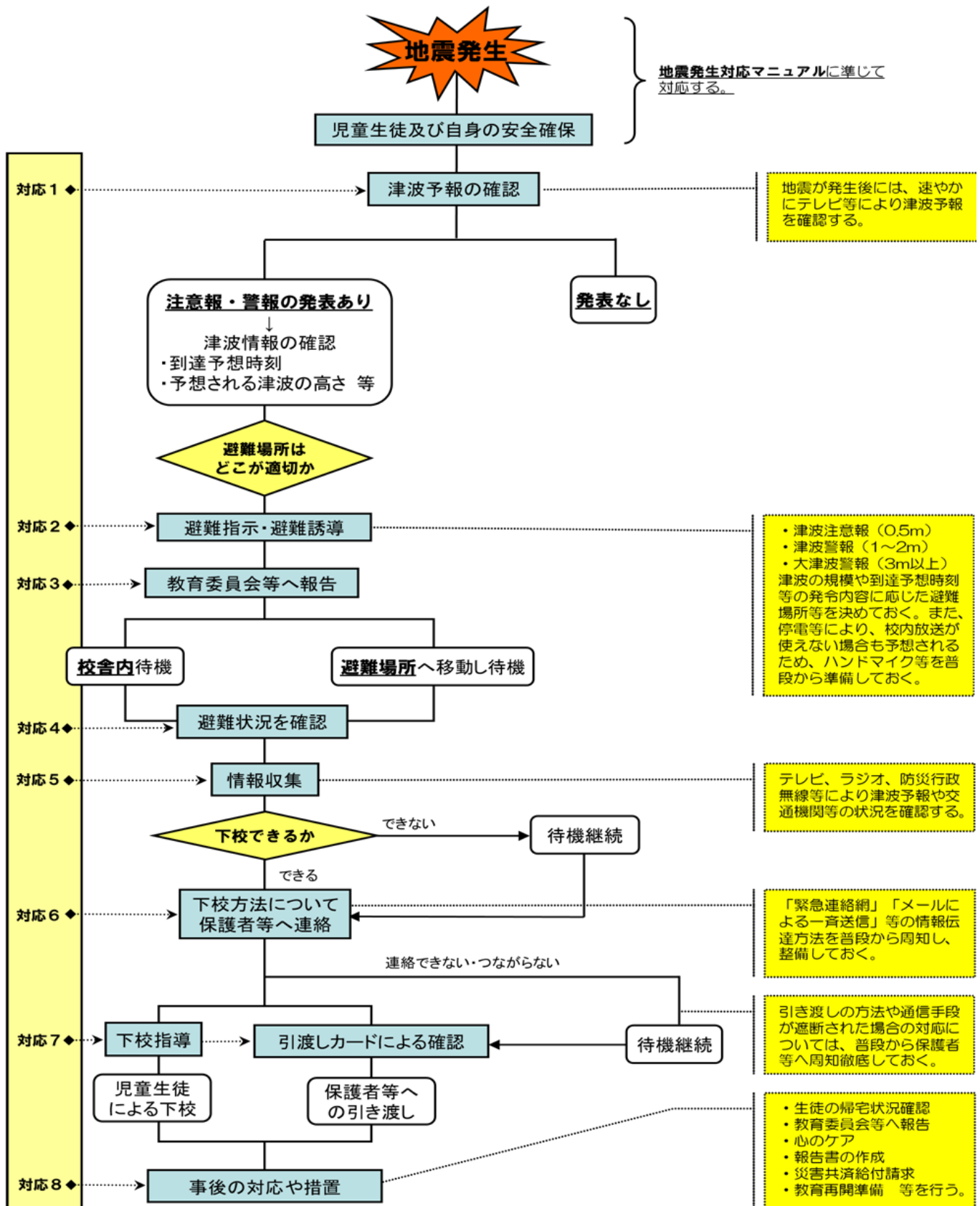
(2) 事故災害時の保護者への引き渡しマニュアル



◆引き渡し実施上の留意点◆

- 引き渡した教職員、引き取った保護者がともにカードに確認の署名を行う。
- 保護者の迎えが遅くなっている生徒の精神的ケアに努める。

(3) 在校時における津波対応マニュアル



(4) 震度別対応シミュレーションA・B・C

A 教室等への被害がない場合 (震度5弱程度を想定)

地震発生	生徒は机等の下に身を隠す。 職員は出口の確保を図りつつ、身の安全を保つ。	授業者
放送 状況把握 及び教職員 の指示	<p><次の放送を行う></p> <p>①「地震です。地震です。地震です。落ち着いてください。机などの下で身の安全をはかってください」</p> <p>②「揺れがおさまったようです。この後も余震が考えられます。先生方は落下物がないか近辺を確認してください。生徒の皆さんは次の指示を待ってください。」</p> <p><管理職の行動></p> <p>ア 校内の被害状況確認</p> <p>イ テレビ等から情報を収集し、善後策を協議</p> <p>ウ 生徒・教職員への指示</p> <p>生徒の動揺を最小限にするために、現在の状況を説明し、今後の動きについて指示する。</p>	<p>事務職員</p> <p>授業以外の教職員</p> <p>管理職</p>

B 教室等に被害がある場合 (震度5強から6程度を想定)

地震発生	生徒は机等の下に身を隠す。 職員は出口の確保を図りつつ、身の安全を保つ。	授業者
放送可能な場合	<p><次の放送を行う></p> <p>①「地震です。地震です。地震です。落ち着いて行動してください。まず机などの下で身の安全をはかってください。地震は数分で収まります。慌てず行動してください。」・・・</p> <p>・・・地震がおさまるのを待つ・・・</p> <p>②「揺れがおさまったようです。この後も強い余震が考えられます。只今より非難を開始します。先生方の指示に従い、すみやかに行動してください。」(数回繰り返す)</p> <p>③避難場所は〇〇です。(数回繰り返す)</p> <p><生徒への指示></p> <p>授業者は、通常の避難経路に従い、生徒を避難させる。避難経路が通行できない場合は、臨機応変に経路を変更することで生徒の安全避難を図る。</p>	<p>事務職員</p> <p>授業者</p>
放送が使えない場合	<p><次の指示を行う></p> <p>①ハンドマイクで上記②を伝える。</p> <p>②放送もハンドマイクも使えず、連絡が取れない場合は、授業担任の指示で行動する。</p>	生活生徒指導部

避難誘導	避難集合後、直ちに人員点呼 <報告手順>担任→教頭・副校長・事務長→校長 <対応> ①保健主事を中心に可能な限り校舎を見回り、生徒の避難が終了しているか、火災が発生しているところはないか確認する。 ②不明な生徒がいる場合には、職員2人一組で搜索する。 ③けが人の確認及び治療にあたる。 ④一般の生徒は、避難場所に待機させる。	担任 授業者 全員 保健主事 職員 養護教諭 管理職
情報収集	<管理職の行動> ア 校内の被害状況確認 イ テレビ等から情報を収集し、善後策を協議 ウ 生徒・職員への指示 生徒の動揺を最小限にするために、現在の状況を説明し、今後の動きについて指示する。	

C 甚大な被害がある場合（震度6強以上を想定） 上記Bの行動をとり避難場所に集合させる。

情報収集	ラジオや携帯等から情報を収集し、善後策を協議 ①注意報・警報の発表がある場合	管理職担任 学年団 全員
津波予報等の確認	集合した場所より安全なところがあると分かったらそこへ移動させる。 （例：3年：教室、2年：3年教室廊下、1年管理棟3階に移動。） 点呼（担任）→教頭・副校長→校長 ②注意報・警報の発表がない場合・・・善後策協議へ	管理職
生徒下校等の指示	①被害が甚大で学校の方が安全だと思われる場合の措置 電話等で確認をとれた生徒については下校させるが、その他生徒は本校に残留させる。その後は本校に保護者等が迎えに来るまで帰さないことを原則とする。 ②被害の状況、生徒の安全確保に対する措置と現在の状況について管理職は関係機関に連絡する。	校長 防災対策本部 管理職

14 学校防災・津波・風水害

(1) 職員在勤中で風水害による被災が予想される場合

風水害発生 ↓	周囲の状況並びに気象情報等により、風水害発生の恐れが予想される場合。
情報の収集 ↓	テレビ、ラジオ、インターネット、自衛隊等から今後の気象に関する情報を収集する。 また、生徒の通学路の安全については保護者と連絡を取り、その情報を収集する。
臨時運営委員会 ↓	入手した情報を確認し、今後の対応として下校の時刻及びその方法、生徒への指導事項等について検討する。
生徒下校	職員会議で報告し、校長の決裁を受け、生徒を下校させる。

(2) 職員不在時の津波・風水害発生

校長・副校長・教頭・教務部長・生活指導部長で協議し、生徒及び職員の措置について次の項目を検討する。

生徒の措置	連絡網による連絡文例
臨時休校	〇〇のため、今日は臨時休校とします。生徒への連絡の徹底をよろしくお願いいたします。
始業時刻を遅らせて登校	〇〇のため、今日は朝〇〇時登校とします。生徒への連絡の徹底をよろしくお願いいたします。
自宅待機	〇〇のため、次の連絡があるまでは自宅から出ず、家で待機するように生徒への連絡の徹底をよろしくお願いいたします。

職員の措置*	連絡網による連絡文例
出勤	〇〇の状況ですが、通勤経路の安全を確認して出勤するように連絡網で流してください。なお、通勤経路の寸断により通勤不能の場合は、その旨を連絡してください。
自宅待機	〇〇のため、今日は次の連絡が届くまで自宅待機をしてください。なお、この件については、連絡網で次の方に連絡してください。
指定時刻出勤	〇〇のため、今日は朝〇〇時に（風雨が治まってから）出勤するようにしてください。 なお、それまでは自宅待機ということも付け加えて、連絡網で次の方に連絡してください。

＊津波警報発令時及び大雨時の職員参集・配置基準

① 津波警報発令時の職員参集・配備基準

【配置基準】

・津波予報区「宮崎県」に大津波警報又は津波警報が発令された場合 → 所属長の判断による。

② 大雨時の職員参集・配備基準

・大雨警報又は洪水警報発令時で、災害対策本部が設置された場合 → 所属長の判断による。

風水害被災時の対応メモ

1. 現在発表されている気象情報等 (年 月 日 時 分現在)

発令されている 警報注意報	
気象情報	現在位置 (東経 度 分, 北緯 度 分) 中心気圧 ()ヘクトパスカル 最大風速 (m) 進行経路と進行速度 ()へ毎時 (km) 最接近予想時刻 (月 日 時 分)
ニュース等から 得られる今後予 想される状況	

2. 各地区別, 現在の通学路の状況 (並びに予想される災害とその場所)

地区名	通学路の状況	地区名	通学路の状況

3. 臨時運営委員会

- ・現在の状況 (上記) の確認
- ・生徒の処置

(1) 在勤時 (2) 不在時(校長・副校長・教頭・教務部長・生活指導部長で協議)

- ① 生徒下校の時刻
- ② 下校の方法
- ③ 指導内容
- ④ 在校時間帯の処置 (出勤, 自宅待機, 指定時刻出勤等)

- ⑤ 保護者への連絡
- ⑥ 生徒措置の形態(臨時休業, 始業を遅らせて登校, 自宅待機等)
- ⑦ 職員の措置
- ⑧ 保護者への連絡
- ⑨ 職員への連絡・その他

15 土砂災害に関する避難確保計画

1 [目的]

土砂災害に関する避難確保計画（以下、「避難確保計画」という）は、土砂災害防止法第八条の二に基づき、宮崎第一高等学校近隣（以下「宮崎第一高校」という）で土砂災害の発生または発生のおそれがある場合に対応すべき必要な事項を定め、土砂災害から円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。本避難確保計画は、宮崎第一高校に勤務する職員（以下「教職員」という）および本校生徒または出入りする全ての者

（以下「生徒等」という）に適用する。

2 [防災体制に関する事項]

(1) [各班の任務と組織]

1) 各班の任務

- ① 指揮班（副校長、教頭、事務長、生活指導部長）

施設管理者（学校長）を支援し、各班へ必要な事項を指示する。

- ② 情報収集班（生活指導部、環境保健部）

テレビ、ラジオ、インターネットなどを活用した積極的な情報収集、がけ崩れ等の前兆現象の把握や被害情報などを収集し、指揮班、避難誘導班に必要な事項を報告・伝達する。

- ③ 避難誘導班（学年主任・学級担任・副担任）

避難準備・避難開始の情報が発令された場合、がけ崩れ等の前兆現象などを発見した場合に、生徒等を安全な場所へ避難誘導する。

2) 組織図・連絡網

《職員在勤中（不在時も同様）》

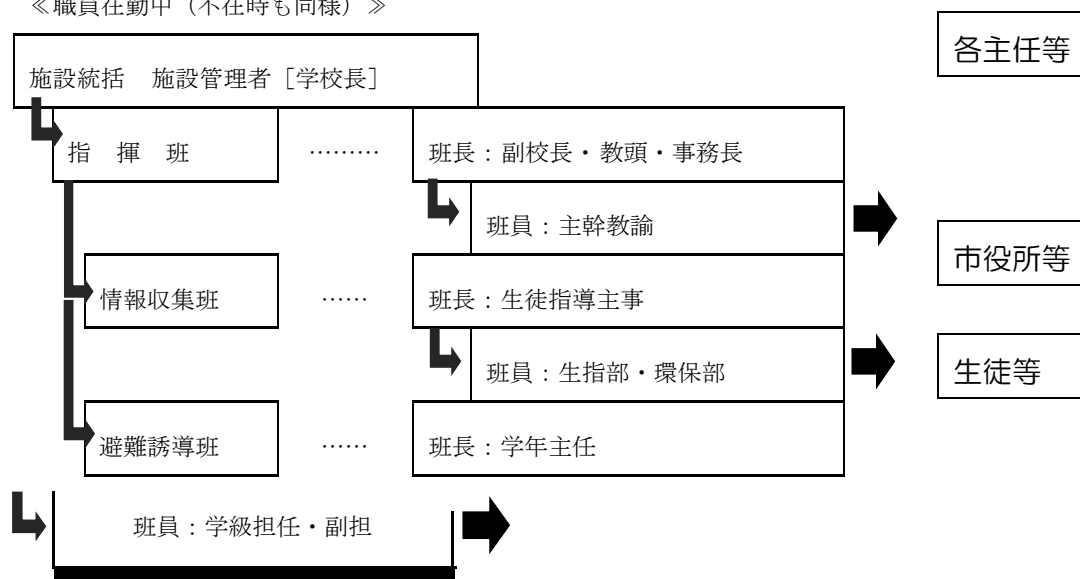


図-1 職員の役割分担

3) 参集基準 表1

	判断基準	主な業務内容	対応者
参集準備	台風接近が予想される場合 大雨が予想される場合	気象情報等の情報収集	教職員全員
応援当番職員参集	大雨警報が発表	気象情報等の情報収集 避難準備	防災担当教職員
全職員参集	土砂災害警戒情報の発表 避難準備・避難勧告等の発令	気象情報等の情報収集 関係行政機関等への連絡・通報 避難誘導	教職員全員

4) 関係機関緊急連絡先

表2 関係機関緊急時連絡先（災害時避難所開設時と同様）

<p>①避難所（体育館）のカギの保管 避難所のカギは事務室にあります。 また、まなび野地域センターにも緊急対応のカギを預けてある。</p>	
<p>②緊急連絡先</p>	
宮崎市災害対策本部	【本 部】 ☎ 0985-21-1889
宮崎市危機管理課	【避難所配備員】 ☎ 0985-21-1730
宮崎市地域安全課	【避難所配備員】 ☎ 44-2802
施設管理者	【学 校 長】 ☎0985-56-2626
自治会、自主防災組織代表	【まなび野地域センター】 ☎ 39-1314
避難所運営委員長	【 】 ☎

③避難所周辺の緊急連絡先（ライフライン等）

消 防 署	【宮崎市消防局】 ☎ 27-1119 【南 消 防 署】 ☎ 53-0033
警 察 署	【宮崎南警察署】 ☎ 50-0110 【国 富 交 番】 ☎ 56-3195
病 院	【クリニックうしたに】 ☎ 52-8080 【いといクリニック】 ☎65-7775 【ふくもと整形外科】 ☎ 56-8000 【おおにし歯科】 ☎55-2477 【大塚小松台眼科】 ☎ 75-0100
電気設備関係	【九州電気保安協会宮崎事務所】 ☎39-8132 電気事故受付（24時間）0120-947-174
ガス設備関係	【北日液化ガス】 ☎26-2680
上下水道関係	【宮崎市上下水道局】 ☎ 24-1212
消防施設関係	【中村消防防災】 ☎ 24-3722
浄化槽設備関係	【熊野コンサルタント】 ☎84-0039
電話設備関係	【株式会社山田電設】 ☎ 24-4781
昇降機設備関係	【株式会社宮崎Iバ-サ-ビス】 ☎ 23-2616
警備関係	【宮崎総合警備保障】 ☎50-9191

(2) [事前対策]

台風の接近などあらかじめ土砂災害の危険性が高まることが予想される場合は、事前に対応策を検討する会議を開催し、臨時休校などを検討するとともに、教職員の役割分担を再確認する。

(3) [情報収集及び伝達]

情報収集班は、気象情報、気象警報、避難指示等の情報について、次表に示す方法により、情報を収集し、指揮班、避難誘導班および利用者等へ必要事項を報告・連絡する。

また、がけ崩れ等の前兆現象や被災時の被害状況などの情報を入手した場合は速やかに、市役所・消防署等へ通報する。

表3 主な情報及び収集方法

収集する情報	収集方法	教職員共有方法
気象情報	市役所等連絡テレビ・インターネット	メール・電話等
土砂災害警戒情報	市役所等連絡テレビ・インターネット	メール・電話等

避難情報等 ・高齢者等避難(避難準備) ・避難指示・緊急安全確保	市役所等連絡テレビ・インターネット	メール・電話等
--	-------------------	---------

表4 情報伝達の内容・連絡先等

報告対象情報	担当者	伝達手段	報告先
前兆現象	情報収集班	メール等	市町村役場（防災担当）、消防等
被害情報	情報収集班	メール等	市町村役場（防災担当）、消防等
避難準備等につ いて	避難誘導班	校内放送	生徒等
		メール等	市町村役場（福祉担当、防災担当）、消防等
避難開始等につ いて	避難誘導班	校内放送	生徒等
		メール等	市町村役場（福祉担当、防災担当）、消防等

3 [避難誘導に関する事項]

1) 避難誘導等

宮崎第一高校指定緊急避難場所（グラウンド）へ避難誘導する。

但し、指定緊急避難場所まで立ち退き避難が困難な場合は、教室待機とする。

立ち退き避難が危険な場合は教室待機により、安全な経路を別途指示する。

2) 避難基準

① 市役所等からの情報に基づく判断

次の気象情報の発表や避難勧告等の発令があった場合に、避難等を開始する。

- ・ 避難開始基準：避難準備・避難開始の発令

② 自主避難の判断

次に示すような土砂災害の前兆現象を確認した際は、市役所等の情報を待つことなく避難を開始する。前兆現象については、安全確保のため、高校内から確認できる範囲で把握し、市に報告する。

<土砂災害の前兆現象>

・がけの表面に水が流れ出す。	・がけから水が噴き出す。
・小石がパラパラと落ちる。	・がけからの水が濁りだす。
・がけの樹木が傾く。	・樹木の根の切れる音がする。
・樹木の倒れる音がする。	・がけに割れ目が見える。
・斜面がふくらみだす。	・地鳴りがする。

3) 避難方法

① 宮崎第一高校指定緊急避難場所（グラウンド）へ避難の場合

- ・宮崎第一高校指定緊急避難場所までの移動は、徒歩によるものとする。
- ・宮崎第一高校からの避難完了確認のため、未避難者の有無を確認する。

② 宮崎第一高校内待機の場合

- ・各学級の待機とし、教室内での点呼のため、待機とする

- ・施設内の各部屋より避難完了確認のため、未避難者の有無を確認する。

4) 避難経路

① 指定緊急避難場所へ避難の場合

- ・本校指定避難場所までの移動は、本校指定の避難経路とする。

② 教室内待機の場合

- ・土砂災害時、危険個所が避難場所に近い場合は、教室内待機とする。

5) 施設周辺や避難経路の点検

①施設周辺の点検

・指定緊急避難場所に移動する際、施設敷内の樹木や支障物が無いか点検を実施し、支障となる樹木は適宜剪定を実施する。

- ・施設内の移動時に支障となる物がないかを確認し、支障物は速やかに移動する。

②避難経路の点検

・指定緊急避難場所までの避難経路を確認するとともに、大雨時に冠水して移動が困難になる箇所等をあらかじめ把握し、教職員に情報を共有する。

6) 避難の実施

・避難にあたっては、避難開始を館内放送等で「これより（どこへ）、（どうやって）避難を開始します」と、教職員・生徒等に周知する。

4 [避難の確保を図るための施設の整備に関する事項]

- 1) 停電した時のために、自家発電装置（太陽光発電機）ならびに蓄電池を設置し、維持管理に努める。
- 2) 情報収集及び伝達、避難誘導の際に使用する施設及び資器材として、表5に示すものを備蓄し、維持管理に努める。

表5 避難確保資器材等一覧

活動の区分	使用する設備又は資器材
情報収集・伝達	テレビ、ラジオ、タブレット、ファックス、携帯電話、懐中電灯、電池、携帯電話用バッテリー
避難誘導	名簿（教職員・生徒等）、案内旗、タブレット、携帯電話、懐中電灯、携帯用拡声器、電池式照明器具、電池、携帯電話バッテリー、ライフジャケット、車いす、担架、常備薬施設内の避難のための水・食料・寝具・防寒具

5 [防災教育及び訓練の実施に関する事項]

1) 防災教育

施設管理者は、土砂災害の危険性や前兆現象等、警戒避難体制に関する事項について、教職員に対して研修を行い、情報伝達や自主避難の重要性を理解するよう努める。研修は、訓練と合わせて実施を計画することを基本とする。

その主な内容は以下のとおり。

- ① 土砂災害の前兆現象について
 - ② 情報収集及び伝達体制
 - ③ 避難判断・誘導
 - ④ 本避難確保計画の周知
- 2) 訓練

避難訓練は研修と一連で実施することを基本とする。

また、全職員を対象に、机上訓練を含め土砂災害に対する避難確保計画の内容を把握するため行う。

- ① 訓練内容
 - ② 情報収集及び伝達
 - ③ 避難判断
 - ④ 避難訓練（要介護度に応じた避難手法、避難方法など）
- 3) 訓練の実施時期
- ① 教職員研修・訓練を実施する。（訓練・研修は、出水期前に行う。）
 - ② 全職員を対象とした情報収集・伝達及び避難誘導訓練を実施する。